

自動車NOx・PM法3府県の流入車対策要綱・条例の一覧表

	三重県大気環境の保全に関する流入車対策要綱(案)	愛知県 (貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制に関する要綱)	大阪府 (大阪府生活環境の保全等に関する条例)	備考
目的	第1条 この要綱は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)(以下「自動車NOx・PM法」という。)に基づく三重県対策地域において、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保するため、自動車の運行に伴い排出される窒素酸化物、粒子状物質を低減することを目的とする。	第1 この要綱は、幹線道路沿道における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成維持並びに地球温暖化防止のため、自動車の運行に伴い排出される窒素酸化物、粒子状物質及び二酸化炭素を低減することを目的とする。	※条例の中に記載されたため、目的の項目はなし。	○「流入車対策の目的」を記載。
定義	第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 対象自動車 <u>自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令(平成4年政令第365号。以下「令」という。)第4条第1号及び第6号に掲げる自動車(道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量が8,000キログラム以上に限る)並びに同条第3号に掲げる自動車をいう。</u>	第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 対象自動車 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令(平成4年政令第365号。以下「令」という。)第4条第1号から4号までに掲げる自動車及び同条第6号に掲げる自動車(人の運送の用に供する乗車定員11人未満のものを除く。)をいう。	第四十条の十四 この款及び第百五条第四項において 「対象自動車」とは、 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令(平成4年政令第365号。次項において「令」という。)第4条第一号から第四号までに掲げる自動車及び同条第六号に掲げる自動車(人の運送の用に供する乗車定員十一人未満のものを除く。)をいう。	○「対象自動車」の定義を記載。 (三重県) ・普通貨物自動車(1ナンバー)・特種自動車(8ナンバー)で車両総重量8トン以上、大型バス【定員30人以上】(2ナンバーの一部)が対象 (愛知県・大阪府) ・普通貨物自動車(1ナンバー)、小型貨物自動車(4ナンバー)、特種自動車(8ナンバー)、大型バス(2ナンバー)、マイクロバス(2ナンバー)が対象
	二 対策地域 令別表第1第6号に掲げる地域をいう。	(2) 対策地域 令別表第1第5号に掲げる地域をいう。	2 この款及び第百五条第四項において「対策地域」とは、令別表第一第七号に掲げる地域2)をいう。	○「(自動車NOx・PM法)対策地域」の定義を記載。 (三重県) ・6市町(四日市市、桑名市(旧多度町除く)、鈴鹿市、木曾岬町、川越町、朝日町) (愛知県) ・47市町 (大阪府) ・37市町
	三 対象地域 令別表第1第6号に掲げる地域のうち、 <u>国道23号の桑名市小貝須(国道258号交差点)から四日市市塩浜(国道25号交差点)の区間をいう。</u>	—	—	○「(流入抑制)対象地域」の定義を記載。 ・三重県は、自動車NOx・PM法対策地域の中に流入抑制対象地域(国道23号一部)を指定。 ・愛知県、大阪府は、自動車NOx・PM法対策地域と流入抑制対象地域が同じ。

		<p>3 この款において「特定運送事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>一 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業若しくは同条第三項に規定する特定貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業又は道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業を営業者であつて、その所有し、又は使用する対象自動車3）のうち府の区域内に使用の本拠の位置を有するものの台数が三十台以上であるもの</p> <p>二 貨物利用運送事業法第二条第七項に規定する第一種貨物利用運送事業を営業者であつて、資本金の額、基金の総額、資産の総額又は出資の総額4）（以下「資本金の額等」という。）が三億円を超え、かつ、府の区域内に事業所を有するもの</p>	<p>○「特定運送事業者」の定義を記載。 大阪府のみが、特定運送事業者を定義した。特定運送事業者とは、</p> <p>①府内に使用の本拠地を有するトラック等を30台以上使用する事業</p> <p>②府内に事業所を有する第一種貨物利用運送事業者であつて、資本金等が3億円以上超の者</p> <p>なお、特定旅行業者は、条例第40条18により「車種規制適合車を使用するための措置」等を知事に毎年報告。</p> <p>→三重県対策地域内に30台以上トラック等を使用する事業者は、「自動車使用管理計画」により、低公害車等への転換促進をしているので、特定運送事業者に指定して報告をもらう必要はない。</p> <p>また、三重県の対策地域外の市町（津市、亀山市など）で30台以上トラック等を使用する事業者を特定運送事業者に指定して報告をもらうことは、その事業者が使用するトラック等が必ずしも対象地域を運行しているとは限らないので理解が得られにくい。</p>
<p>四荷主等 次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>イ 自己の事業に関して、対策地域内の自己の事業所若しくはその他の場所（以下「事業所等」という。）から又は対策地域内の自己の事業所等に貨物若しくは廃棄物（以下「貨物等」という。）を他の者に委託して運送させる者</p> <p>ロ 自己の事業に関して、対策地域内の自己の事業所等に、購入、借入れ又は譲受け（以下「購入等」という。）をする貨物等を運送させる者</p>	<p>（3）荷主等 次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>ア 自己の事業に関して、対策地域内の自己の事業所その他の場所（以下「事業所等」という。）から又は対策地域内の自己の事業所等に貨物又は廃棄物（以下「貨物等」という。）を他の者に委託して運送させる者</p> <p>イ 自己の事業に関して、対策地域内の自己の事業所等に、購入、借入れ又は譲受け（以下「購入等」という。）をする物品を運送させる者</p>	<p>4 この款及び第百五条第四項において「荷主等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>一 自己の事業に関して、対策地域内の自己の事業所その他の場所（以下「事業所等」という。）から又は対策地域内の自己の事業所等に貨物又は廃棄物（以下「貨物等」という。）を他の者に委託して運送させる者</p> <p>二 自己の事業に関して、対策地域内の自己の事業所等に、購入、借入れ又は譲受け（以下「購入等」という。）をする物品を運送させる者</p>	<p>「荷主等」の定義を記載。 ・3府県で同じ。</p>
<p>五特定荷主等 荷主等のうち、継続的に又は反復して、貨物等を他の者に委託して運送させ、又は購入等をする貨物等を運送させる者であつて、資本金の額等が3億円を超え、かつ、対策地域内に建物の延べ面積が1万平方メートルを超える事業所又は敷地面積が3万平方メ</p>	<p>（4）特定荷主等 荷主等のうち、継続的に又は反復して、貨物等を他の者に委託して運送させ、又は購入等をする物品を運送させる者であつて、資本金の額等が3億円を超え、かつ、対策地域内に建物の延べ面積が1万平方メートルを超える事業所又は敷地面積が</p>	<p>5 この款において「特定荷主等」とは、荷主等のうち、継続的に又は反復して、貨物等を他の者に委託して運送させ、又は購入等をする物品を運送させる者であつて、資本金の額等が三億円を超え、かつ、府の区域内に建物の延べ面</p>	<p>○「特定荷主等」の定義を記載。 ・3府県で同じ。</p>

<p>トルを超える事業所を有するものをいう。</p>	<p>3万平方メートルを超える事業所を有するものをいう。</p>	<p>積が一万平方メートルを超える事業所又は敷地面積が三万平方メートルを超える事業所を有するものをいう。</p>	
<p>六旅行者 旅行業法(昭和27年法律第239号)第2条第1項に規定する旅行業を営む者であって、対策地域内に営業所を有するものをいう。</p>	<p>(5) 旅行者 旅行業法(昭和27年法律第239号)第2条第1項に規定する旅行業を営む者であって、対策地域内に営業所を有するものをいう。</p>	<p>6 この款及び第百五条第四項において「旅行者」とは、旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)第2条第一項に規定する旅行業を営む者であって、府の区域内に営業所を有するものをいう。</p>	<p>○「旅行者」の定義を記載。 ・3府県で同じ。</p>
<p>七特定旅行者 旅行者のうち、その業務の範囲が旅行業法施行規則(昭和46年運輸省令第61号)第1条の2第1号に規定する第一種旅行業務であって、対策地域内で対象自動車を利用した業務を実施するものをいう。</p>	<p>(6) 特定旅行者 旅行者のうち、その業務の範囲が旅行業法施行規則(昭和46年運輸省令第61号)第1条の2第1号に規定する第一種旅行業務であって、対策地域内で対象自動車を利用した業務を実施するものをいう。</p>	<p>7 この款において「特定旅行者」とは、旅行者であって、その業務の範囲が旅行業法施行規則(昭和四十六年運輸省令第六十一号)第1条の2第1号に規定する第一種旅行業務であるものをいう。</p>	<p>○「特定旅行者」の定義を記載 ・3府県で同じ。</p>
<p>八中継施設管理者 次のいずれかに該当する施設であって、対策地域内に存するものを設置し、又は管理する者をいう。</p> <p>イ 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第2項に規定する国際拠点港湾</p> <p>ロ 鉄道の貨物駅(上屋又は荷さばき場及び対象自動車の駐車場を有するものに限る)</p> <p>ハ 卸売市場法(昭和46年法律第35号)第2条第4項に規定する地方卸売市場</p> <p>ニ 倉庫業法(昭和31年法律第121号)第3条の規定により登録を受けた事業者のうち、次に掲げるいずれかの事業所を対策地域内に設置する事業者であること。</p> <p>(1) 倉庫業法施行規則(昭和31年運輸省令第59号)第3条第1号から第5号まで又は第7号(貯蔵槽により保管するものを除く)に掲げる倉庫を所管し、それらの有効面積の合計が5千平方メートル以上である事業所</p> <p>(2) 倉庫業法施行規則第3条第6号、第7号(貯蔵槽により保管するものに限る。)又は第8号に掲げる倉庫を所管し、それらの有効容積の合計が1万5千立方メートル以上である事業所</p>	<p>(7) 中継施設管理者 次のいずれかに該当する施設であって、対策地域内に存するものを設置し、又は管理する者をいう。</p> <p>ア 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第2項に規定する重要港湾</p> <p>イ 空港法(昭和31年法律第80号)第4条第1項第3号に規定する空港</p> <p>ウ 鉄道の貨物駅(上屋又は荷さばき場及び対象自動車の駐車場を有するものに限る)</p> <p>エ 卸売市場法(昭和46年法律第35号)第2条第3項に規定する中央卸売市場</p>	<p>8 この款及び第百五条第四項において「施設管理者」とは、次の各号のいずれかに該当する施設であって対策地域内に存するものを管理する者をいう。</p> <p>一 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第2条第二項に規定する重要港湾10)</p> <p>二 空港法(昭和三十一年法律第八十号)第4条第一項第四号及び第五号に掲げる空港11) (<u>空港整備法及び航空法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成二十年政令第九十七号)附則第二項の規定により同条第一項第五号に掲げる空港とみなされる同令第一条の規定による改正前の空港整備法施行令(昭和三十一年政令第二百三十二号)別表第二に規定する八尾空港を除く。)</u>)</p> <p>三 鉄道の貨物駅12)(上屋又は荷さばき場13)及び対象自動車の駐車場を有するものに限る。)</p> <p>四 自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第百三十六号)第2条第五項に規定する一般自動車ターミナル</p> <p>五 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第2条第三項に規定する中央卸売市場</p> <p>六 多数の対象自動車が入り出る施設であって、規則で定めるもの</p>	<p>○「(中継)施設管理者」の定義を記載。 (三重県)</p> <p>・空港法、自動車ターミナル法の一般自動車ターミナルの該当施設がないので対象外。</p> <p>・卸売市場法の中央卸売市場は、対策地域内に(対策地域外においても)ないが、地方卸売市場が対策地域内に3箇所存在する。 中央卸売市場と地方卸売市場の設置規定は取扱高とは関係なく、北勢地方卸売市場は、三重県地方卸売市場(松阪市;平成19年度まで中央卸売市場)と同規模の取扱高であるので地方卸売市場を対象とする。</p> <p>・倉庫業法の施設として、 ☆対策地域にある「一類倉庫、二類倉庫、三類倉庫、野積倉庫、水面倉庫、危険品倉庫(建屋や野積)」の有効面積の総合計(800,654m<sup>2</sup>)の5割を捕捉する事業者は、有効面積5,000m<sup>2</sup>以上に該当する。 ☆対策地域内にある「貯蔵槽倉庫、危険品倉庫(タンクなどの貯蔵槽)、冷蔵倉庫」の有効容積の総合計(290,205m<sup>3</sup>)の5割を捕捉する事業者は、有効容積15,000m<sup>3</sup>以上である。</p>

				<p>(大阪府)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「第8項第6号の規則で定める施設」として、</li> <li>① 倉庫業法の登録を受けた倉庫で、延べ面積1万㎡超又は敷地面積3万㎡超</li> <li>② 公有水面埋立法内にある産廃処理法等に規定する産廃最終処分場など</li> <li>③ 対象自動車50台以上駐車することができる駐車場</li> </ul> <p>・観光施設、会議場施設等</p> <p>→三重県では、</p> <p>②については、公有水面埋立法の産廃処理施設等は1施設存在するが、既に満杯状態であるので対象外</p> <p>③については、観光施設(鈴鹿サーキット)等への観光バスの乗り入れが考えられるが、国道23号を走行する大型バスの非適合車は極めて少なく(10台程度/日)、バス事業者は旅行業者から要請を受けるので対象外。</p> <p>※③を要綱に入れないが、制度チラシ等で周知を行う。</p>
	<p>九車種規制適合車等 車種規制適合車(対象自動車であって、自動車NOx・PM法第12条第1項に規定する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合するもの)及び経過措置対象車(対象自動車であって、自動車NOx・PM法第13条第1項の規定により同法12条第1項に規定する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準が適用されないものその他別に定めるものをいう。)</p>	<p>(8) 車種規制適合車 対象自動車であって、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)第12条第1項に規定する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合するものをいう。</p> <p>(9) 車種規制非適合車 対象自動車であって、前号に定める車種規制適合車以外のものをいう。</p>	<p>9 この款及び第百五条第四項において「車種規制適合車等」とは、車種規制適合車(対象自動車であって、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成四年法律第七十号。以下この項において「法」という。)第十二条第一項に規定する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合するものをいう。以下同じ。)及び経過措置対象車(対象自動車であって、法第十三条第一項の規定により法第十二条第一項に規定する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準が適用されないものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。)をいう。</p>	<p>○「車種規制適合車等」の定義を記載。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三重県と大阪府は、「経過措置対象車」を車種規制適合車等として扱う。</li> <li>・愛知県は、「経過措置対象車」を車種規制非適合車として扱う。</li> </ul>

	<p>十車種規制適合車標章等 環境省及び国土交通省が規定する「基準適合表示交付要領」に基づくもの、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第41条に規定する技術基準と同等以上の基準に適合しているもの、又はこれに準ずる表示を行いう。</p>	<p>(10) 車種規制適合車標章 環境省及び国土交通省が規定する「基準適合表示交付要領」に基づくもの又は道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第41条に規定する技術基準と同等以上の基準に適合していることを示す表示をいう。</p>	<p>—</p>	<p>○「車種規制適合車標章等」の定義を記載。 ・三重県では、適合車標章等の表示を要請するにあたり、国及び大阪府の適合車ステッカー(大阪府の経過措置車ステッカーも含む)を利用する。</p>
<p>エコドライブの実施等</p>	<p>—</p>	<p>第3 対策地域において対象自動車を実行する者は、当該自動車の運行に伴い排出される窒素酸化物、粒子状物質及び二酸化炭素を最小限度にとどめるための適正な運転、その他必要な整備及び適正な管理(以下「エコドライブ」という。)を行うよう努めるものとする。 2 対策地域において対象自動車を事業の用に供する者は、当該自動車の運転者に対して、エコドライブを行わせるために適切な措置を講じるよう努めるものとする。</p>	<p>—</p>	<p>○「エコドライブ」の定義を記載。 ・愛知県のみ、「対象自動車を運行する者に対して、エコドライブの実施の要請」を行っている。 →三重県では、現在、地球温暖化対策条例を策定中であり、その中でエコドライブを盛り込んでいく。</p>
<p>車種規制適合車の(不)使用</p>	<p>第3条 対策地域を発地又は着地として、対象地域において対象自動車を運行する者は、車種規制適合車を使用するよう努めるものとする。 なお、災害等が発生したときは、この限りではない。</p>	<p>第4 対策地域において対象自動車を運行する者は、車種規制非適合車を使用しないよう努めるものとする。</p>	<p>第四十条の十五 対策地域を発地又は着地として対象自動車の運行を行う者は、車種規制適合車等を使用しなければならない。 ただし、災害等が発生したときその他規則で定めるときは、この限りでない。</p>	<p>○「貨物又は旅客を運送する者」の対応を記載。 ・三重県と大阪府が「車種規制適合車の使用」の要請。 ・愛知県が「車種規制非適合車の不使用」の要請。</p>
<p>車種規制適合車標章等の表示</p>	<p>第4条 対策地域を発地又は着地として、対象地域において車種規制適合車等を運行する者は、車種規制適合車標章等を当該車種規制適合車等に表示するよう努めるものとする。</p>	<p>第5 対策地域において車種規制適合車を運行する者は、車種規制適合車標章を当該車種規制適合車に表示するよう努めるものとする。</p>	<p>第四十条の十六 対策地域を発地又は着地として車種規制適合車等の運行を行う者は、当該車種規制適合車等に、規則で定める標章(以下「適合車等標章」という。)を、規則で定めるところにより表示しなければならない。 2 知事は、車種規制適合車等の所有者又は使用者からの請求に基づき、適合車等標章を交付するものとする。 3 前項の請求は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を知事に提出してしなければならない。 一 車種規制適合車又は経過措置対象車の別 二 自動車登録番号 三 車台番号 四 型式 五 原動機の型式 六 使用者の氏名又は名称</p>	<p>○「貨物又は旅客を運送する者」の取組内容を記載。 ・三重県と愛知県は、国や大阪府等の適合車ステッカーの表示を要請する。 ・大阪府は、大阪府独自の適合車等ステッカーを表示するよう要請。</p>

			<p>七 使用の本拠の位置</p> <p>4 前項の書面には、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）による自動車検査証の写しその他当該自動車<sup>が</sup>車種規制適合車等であることを証する書面を添付しなければならない。</p> <p>5 第二項の規定により適合車等標章の交付を受けた者は、第三項第二号、第六号又は第七号に掲げる事項に変更が生じたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>第四十条の十七 知事は、第四十条の十五の規定に違反している者に対し、同条の規定による車種規制適合車等の使用を命ずることができる。</p> <p>2 知事は、前条第一項の規定に違反している者に対し、同項の規定による適合車等標章の表示を命ずることができる。</p> <p>第四十条の十八 特定運送事業者は、毎年度、第四十条の十五の規定を遵守するために前年度に講じた措置及び当該年度に講じようとする措置の概要を、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。</p>	
<p>荷主等による車種規制適合車の使用のための措置等</p>	<p>第5条 荷主等は、貨物等を、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業若しくは同条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業若しくは貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第6項に規定する貨物利用運送事業を営業者又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第12項に規定する一般廃棄物収集運搬業者、同法第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者若しくは同法第14条の4第12項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者（以下「貨物運送事業者等」という。）に委託して運送させようとする場合は、当該貨物運送事業者等に対して、対象地域において対象自動車を運行するときは、<u>車種規制適合車等を使用することを求めるよう努めるものとする。</u></p>	<p>第6 荷主等は、貨物等を、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業若しくは同条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業若しくは貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第6項に規定する貨物利用運送事業を営業者又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者若しくは同法第14条の4第12項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者（以下「貨物運送事業者等」という。）に委託して運送させようとするときは、当該貨物運送事業者等に対し、対象自動車によらない場合を除き、<u>車種規制非適合車を使用しないことを求めるよう努めるものとする。</u></p>	<p>第四十条の十九 荷主等は、貨物等を、貨物自動車運送事業法第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業若しくは同条第三項に規定する特定貨物自動車運送事業若しくは貨物利用運送事業法第二条第六項に規定する貨物利用運送事業を営業者1）又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第七条第十二項に規定する一般廃棄物収集運搬業者、同法第十四条第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者若しくは同法第十四条の四第十二項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者（以下「貨物運送事業者等」という。）に委託して運送させようとするときは、当該貨物運送事業者等に対し、対象自動車によらない場合を除き、<u>車種規制適合車等を使用するよう求めなければならない。</u></p>	<p>○「荷主等」の対応を記載。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三重県、大阪府は、「荷主等は、運送事業者等に対して、車種規制適合車等の使用を要請する。」</li> <li>・愛知県は、「荷主等は、運送事業者等に対して、車種規制非適合車の不使用を要請する。」</li> </ul>

	<p>2 荷主等は、購入等をする貨物等を運送させようとする場合は、当該貨物等の販売、貸出し又は譲渡しをする者に対し、対象地域において対象自動車を運行するときは、<u>車種規制適合車等を使用することを求めるよう努めるものとする。</u></p>	<p>2 荷主等は、購入等をする物品を運送させようとするときは、当該物品の販売、貸出し又は譲渡しをする者に対し、対象自動車によらない場合を除き、<u>車種規制非適合車を使用しないことを求めるよう努めるものとする。</u></p>	<p>2 荷主等は、購入等をする物品を運送させようとするときは、当該物品の販売、貸出し又は譲渡しをする者に対し、対象自動車によらない場合を除く、<u>車種規制適合車等を使用するよう求めなければならない。</u></p>	<p>○「荷主等」の対応を記載。          ・三重県と大阪府は、「荷主等は、貨物等の販売などをする者に対して、<u>車種規制適合車等の使用を要請する。</u>」          ・愛知県は、「荷主等は、物品の販売などをする者に対して、<u>車種規制非適合車の不使用を要請する。</u>」</p>
	<p>3 旅行業者は、旅客を、対策地域を発地又は着地として、道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業を営業者者に委託して運送させようとするときは、当該旅客自動車運送事業を営業者者に対し、対象地域において対象自動車を運行するときは、<u>車種規制適合車等を使用することを求めるよう努めるものとする。</u></p>	<p>3 旅行業者は、旅客を、対策地域を発地又は着地として、道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業を営業者者に委託して運送させようとするときは、当該旅客自動車運送事業を営業者者に対し、対象自動車によらない場合を除き、<u>車種規制非適合車を使用しないことを求めるよう努めるものとする。</u></p>	<p>3 旅行業者は、旅客を、対策地域を発地又は着地として、道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業を営業者者に委託して運送させようとするときは、当該旅客自動車運送事業を営業者者に対し、対象自動車によらない場合を除き、<u>車種規制適合車等を使用するよう求めなければならない。</u></p>	<p>○「旅行業者」の対応を記載。          ・三重県と大阪府は、「旅行業者は、<u>バス事業者に対して、車種規制適合車等の使用を要請する。</u>」          ・愛知県は、「旅行業者は、<u>バス事業者に対して、車種規制非適合車の不使用を要請する。</u>」</p>
	<p>4 荷主等及び旅行業者は、前3項の規定において、<u>車種規制適合車等が使用されたかどうかを確認し、その結果を記録するよう努めるものとする。</u></p>	<p>4 荷主等及び旅行業者は、前3項の場合において、<u>車種規制非適合車が使用されていないかどうかを確認し、その結果を記録するよう努めるものとする。</u>          5 荷主等及び旅行業者は、<u>第1項から第3項までの場合において、エコドライブの実施を求めるよう努めるものとする。</u></p>	<p>4 前三項の規定による求めをしなければならない荷主等及び旅行業者は、<u>車種規制適合車等が使用されたかどうかを確認し、その結果を規則で定めるところにより記録しなければならない。</u>          第四十条の二十 知事は、前条第一項から第三項までの規定に違反している者に対し、これらの規定による求めをすべきことを勧告することができる。          第四十条の二十一 知事は、第四十条の十九第四項の規定に違反している者に対し、同項の規定による確認又は記録を命ずることができる。</p>	<p>○「荷主等及び旅行業者」の対応を記載。          ・3府県とも「<u>荷主等及び旅行業者は、前3項の規定の定められた履行確認を記録するように規定する。</u>」          ・愛知県のみ、「<u>荷主等及び旅行業者が、前3項において、エコドライブの実施を求める</u>」ことを規定。</p>
<p>特定荷主等及び特定旅行業者による要請等の定期報告</p>	<p>第6条 特定荷主等及び特定旅行業者は、前年度における次に掲げる事項を翌年6月30日までに別紙様式により、三重県知事に報告するものとする。          一 車種規制適合車使用等の要請状況          二 車種規制適合車等の確認状況  <u>2 知事は、前項の規定により報告があった各事項について、県のホームページにおいて公表するものとする。</u></p>	<p>第7条 特定荷主等及び特定旅行業者は、毎年度6月30日までに、別紙様式により、前年度における次に掲げる事項を愛知県知事に報告するものとする。          一 車種規制非適合車不利用の要請状況          二 車種規制非適合車の確認状況  <u>2 前項の規定による報告を愛知県知事に行う場合は、電子情報処理組織(県の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行うことができる。</u></p>	<p>第四十条の二十二 特定荷主等及び特定旅行業者は、毎年度、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。          一 第四十条の十九第一項から第三項までの規定による求めの実施状況の概要          二 第四十条の十九第四項の規定による確認の結果の概要          ※大阪府では、条例や規則に規定はないが、電子申請ができる。</p>	<p>○「特定荷主等及び特定旅行業者」の対応を記載。          ・3府県とも特定荷主等及び特定旅行業者は<u>毎年度、要請状況や確認状況等を県に報告する。</u>          →三重県のみ、<u>特定荷主等の取組を促進するため、要請等報告書を県HPで公表する。</u>          →三重県でも電子申請ができるように設定するが、敢えて条文に記載しない。</p>

<p><b>車種規制適合車等の使用等に関する周知</b></p>	<p>第7条 中継施設管理者は、当該施設に対象自動車で出入りする者に対し、第3条の規定に基づく車種規制適合車等の使用について周知するための措置（以下「車種規制適合車等の使用に関する周知の措置」という。）に努めるものとする。</p> <p>第8条 業として自動車を販売し、又は賃貸する者（以下「自動車販売業者等」という。）は、対象自動車を購入し、又は賃借する者に対し、車種規制適合車等の使用に関する周知の措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p><u>2 業として自動車を整備する者は、対象自動車の整備を受ける者に対し、第4条の規定に基づく車種規制適合車標章等の表示について周知するための措置を講じるよう努めるものとする。</u></p>	<p>第8 中継施設管理者は、当該施設に対象自動車で出入りする者に対し、第4の規定に基づく車種規制非適合車の不使用について周知するための措置（以下「車種規制非適合車の不使用に関する周知の措置」という。）に努めるものとする。</p> <p>第9 業として自動車を販売し、又は賃貸する者（第10において「自動車販売業者等」という。）は、対象自動車を購入し、又は賃借する者に対し、車種規制非適合車の不使用に関する周知の措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p><u>2 業として自動車を整備する者は、対象自動車の整備を受ける者に対し、第5の規定に基づく車種規制適合車標章の表示について周知するための措置を講じるよう努めるものとする。</u></p>	<p>第四十条の二十三 施設管理者は、当該施設に対象自動車で出入りする者に対し、車種規制適合車等を使用しなければならないこととされていることの周知のための措置を講じなければならない。</p> <p>第四十条の二十四 業として対象自動車を販売し、又は賃貸する者は、対象自動車を購入し、又は賃借する者に対し、対策地域を発地又は着地とする運行には車種規制適合車等を使用しなければならないこととされていることの周知のための措置を講じなければならない。</p>	<p>○「(中継)施設管理者等」の対応を記載。</p> <p>・三重県は、大阪府と同様に「(中継)施設管理者や自動車販売業者等が運送事業者等に対して、車種規制適合車等の使用に関する周知を行う。」</p> <p>・愛知県は、「中継施設管理者や自動車販売業者等が、運送事業者等に対して、車種規制非適合車の不使用に関する周知を行う。」</p> <p>また、「自動車整備事業者が、運送事業者等に対して、適合車ステッカーの表示に関する周知を行う。」</p> <p>→自動車整備事業者には、車検等で車両の適合・非適合を確認する機会があるので、適合車ステッカー等の表示の周知を行う項目を三重県でも盛り込む。</p>
<p><b>助言</b></p>	<p>第9条 知事は、第3条から第8条までの規定の施行に関し、必要があると認めるときは、対策地域において対象自動車を運行する者、荷主等、旅行業者、中継施設管理者、自動車販売業者等及び自動車を整備する者に対し、必要な助言を行うことができる。</p>	<p>第10 知事は、第3から第9までの規定の施行に関し、必要があると認めるときは、対策地域において対象自動車を運行する者、荷主等、旅行業者、中継施設管理者、自動車販売業者等及び自動車を整備する者に対し、必要な助言を行うことができる。</p>	<p>第四十条の二十五 知事は、前二条の規定に違反している者に対し、同条の規定による措置を講ずべきことを勧告することができる。</p> <p>第四十条の二十六 何人も、行使の目的をもって、適合車等標章を偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造に係る適合車等標章を使用してはならない。</p> <p><u>2 何人も、行使の目的をもって、適合車等標章に紛らわしい外観を有する物を製造し、又は使用してはならない。</u></p> <p><u>3 適合車等標章は、当該車種規制適合車等以外の対象自動車に使用してはならない。</u></p> <p>第百五条 (略)</p> <p><u>4 知事は、第三章第三節第一款の規定の実施に必要な限度において、次に掲げる者に対し、対策地域を発地又は着地とする対象自動車の運行の状況、車種規制適合車等への適合車等標章の表示の状況、車種規制適合車等の使用の求め及び確認の状況、車種規制適合車等の使用の周知のための措置の状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、次に掲げる者の事業所等に立ち入り、対象自動車その他</u></p>	<p>○助言等を記載</p> <p>・三重県と愛知県は、対象自動車を運行する者や荷主等に対して、必要な助言を行う。</p>

			<p>の物件1)を検査させることができる。</p> <p>一 対策地域を発地又は着地として対象自動車の運行を行う者</p> <p>二 荷主等</p> <p>三 旅行者</p> <p>四 施設管理者</p> <p>五 業として対象自動車を販売し、又は賃貸する者</p> <p>六 前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p>	
<p>雑則</p>	<p>第10条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。</p>	<p>第11 名古屋市又は岡崎市の区域に存する者に対する第7第1項及び第10の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「名古屋市長」又は「岡崎市長」とする。</p> <p>(雑則)</p> <p>第12 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。</p>		<p>○雑則を記載。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知県は、要綱の詳細な内容を要領で規定。</li> <li>・三重県は、要綱の詳細な内容を運用で規定。</li> </ul>